

書面提出に当たっての注意事項

(公財)日本自動車輸送技術協会

1. 申請者の要件として、①「特定原付の製作を業とする者」又は②「外国において日本に輸出する特定原付の製作を業とする者から購入する契約を締結している者であってその特定原付の輸入を業とする者」との要件があります。①であり、製作等の一部または全部を外部に委託している場合には、「製作委託に係る契約書」を、②であれば特定原付の製作を業とする者と販売契約を結んでいる「購入の契約書」を提出してください。
2. 申請書について、「申請者の氏名又は名称」の欄に、代表者の役職と氏名を追記してください。なお、申請者等の氏名又は名称、及び所在地につきまして、中国語等の外国語の場合はアルファベットでの表記をお願いします。
3. 外観写真は、正面と左側面をそれぞれ1ページ(A4)に、外観図についても三面図(1ページ(A4))([参考](#))[三面図例.jpg.pdf](#))を提出してください。
4. **〈特定小型原動機付自転車の場合〉**
構造装置の概要説明書について、装置の名称・型式等を記載する書面(こちらのエクセルシートをご活用ください。[構造・装置の概要説明書.xlsx](#))と合わせまして、国交省HP([性能等確認の申請に関する手引き](#)⑦—1)をご参考のうえ、すべての装置(a)～(n)が示された全体像がわかる書面の提出をお願いします。
5. **〈一般小型原動機付自転車の場合〉**
構造装置の概要説明書について、装置の名称・型式等を記載する書面(こちらのエクセルシートをご活用ください。[構造・装置の概要説明書.xlsx](#))と合わせまして、国交省HP([性能等確認の申請に関する手引き](#)⑦—1)をご参考のうえ、すべての装置(a)～(n)が示された全体像がわかる書面の提出をお願いします。
6. 特定原付の製作工程を定めた規定書面には、製作工程の全体像を示す書面の他、各工程において責任を負う部署を明確にするとともに、どのタイミングでどのような検査工程を挟むのかを明確にしてください。海外工場の場合も同様です。(IS09001等の認証を有していない場合)
7. 上記の書面において、車体及びモーターについては車両と同様の扱いとし、「部品調達」としての構成の中には該当しません。このため、車体製造及びモーター製造については、製作の工程を記載した書面が必要です。

よろしくお願いたします。

提出書面における注意事項

添付書面一覧

申請車両の車名及び型式	車名：	型式：	
添付書面 (○を付ける)	()	1.	添付書面一覧 ※本紙
	()	2.	申請書 (様式第1)
	()	3.	諸元表 (様式第2) 特定小型原動機付自転車の場合 (様式第3) 一般小型原動機付自転車の場合
	()	4.	外観写真及び外観図
	()	5.	取扱説明書 (特定原付の操作方法、日常的な点検方法等について記載したもの)
	()	6.	性能等確認を受けた旨を示すシールの添付図 (貼付位置が明確に判別できるもの)
	()	7.	構造・装置の概要説明書 (記載すべき内容は、少なくとも次に掲げる事項とする。ただし、必要に応じて内容を追加することは差し支えない。) (ア) 特定原付の名称及び型式 (イ) 特定原付の製作者名 (ウ) 特定原付の構成、機能及び作動原理
	()	8.	・特定小型原動機付自転車の場合 保安基準第1条第1項第13号の6イ(電動機の定格出力)及び第66条の15(電気装置)への適合を示す書面(テストレポート) ・一般小型原動機付自転車の場合 第65条の4(電気装置)への適合を示す書面(テストレポート)
	()	9.	特定原付の製作工程を定めた規定書面 (最終的に使用者等が組み立てる場合には当該組立工程を、使用過程車に係る申請であって改修により同一の型式に該当させる場合には当該改修工程を含む。)
	()	10.	特定原付の検査(出荷時に当該特定原付の保安基準適合性を確認するための検査をいう。)の工程、項目及び手法を記載した規定書面 (新車に係る申請の場合に限る。)
	()	11.	改善措置の実施に係る方法を記載した規定書面
()	12.	同一の型式に該当する使用過程車(改修により同一の型式に該当することとなるものを含む。)の車台番号リスト (使用過程車に係る申請の場合に限る。)	
()	13.	その他確認に当たって必要と認められる書面	

様式第1(申請書)に記載する車名、型式を記入してください。

外観写真は、「正面」、「左側面」をそれぞれ**1枚ずつ**、外観図は、三面図等を作成してください。

搭載された装置の全体像(取付位置)がわかる図面及び装置の概要説明を所定の用紙にご記入ください。

(特定小型原付の場合)

[構造.装置概要説明書.xlsx](#)

(一般小型原付の場合)

[構造.装置概要説明書.xlsx](#)

バッテリーの「型式」と「安全(UN38.3等)への適合」が確認できる書面の提出をお願いします。

車体(シャーシ)製造、電動機(モーター)製造の製作工程を示した書面を提出してください。部品調達されるもの(保安基準の適用を受ける装置)については、それとわかるよう記載してください。各工程において責任を負う部署等、また検査工程をどのタイミングで挟むかを明確に記載してください。(ISO9001等の認証書で代替可)

検査項目や検査手法を示した書面を提出。他社に委託している場合は委託先や委託内容も明確にして下さい。(ISO9001等の認証書で代替可)

資料のイメージは、次の国交省hpをご参照ください。

(特定小型原付の場合)

[性能等確認の申請に関する手引き\(⑩-1.2\)](#)

(一般小型原付の場合)

[性能等確認の申請に関する手引き\(⑩-1.2\)](#)

ISO等認証書、代理店契約書、製作者との購入契約書、製造委託契約書、パニング確認書 ※ 等

※一般小型原動機付自転車の場合
詳しくは[こちら](#)をご覧ください。